

**（１）臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！**

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々の負担の軽減を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が支給されます。

臨時福祉給付金に関して、市役所や区役所の職員が

- ◎ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすること
- ◎臨時福祉給付金支給のために、手数料などの振込を依頼すること
- ◎キャッシュカードをお預かりすること

等は絶対にありません。

還付金詐欺などでは、特に高齢者の方が狙われています。詐欺の恐れもありますので、おかしいと思ったら、[最寄りの警察署](#)へご相談ください。

**（２）国民保護法をかたる怪しい手紙にご注意！**

最近、経済回復対策本部と称する団体から「経済回復給付金申請書」等の書類が送られてきたという相談がありました。

申請書等には「振込詐欺の被害に遭われた方に、給付金を支給する」と書かれています。一見、それらしい申請書に見えますが、国民保護法（※）の規定により、このような給付金を支給されることはありませんので、ご注意ください。

よく似たケースとして、国民保護対策本部と称する団体から「国民保護対策給付金支給申請書」等の書類が送られてきたという相談もありました。

悪質な詐欺と思われるので、申請書等の送付があったら、すぐに[最寄りの警察署](#)へご相談ください。

（※）国民保護法の正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」であり、振り込め詐欺とは関係ありません。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・ **消費生活相談専用電話：6614-0999**

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・メール相談：大阪市消費者センターホームページから  
「[メール相談](#)」にアクセス

・面 談：大阪市消費者センター（※予約不要）  
その他の面談場所（※要予約 6614-0999）  
・天王寺サービスカウンター  
・市民相談室(市役所1階)

◆地域講座をご利用ください。

30名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

（※少人数の場合はご相談ください。）

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？

[地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522

へお願いします。



メインキャラクター／エルちゃん